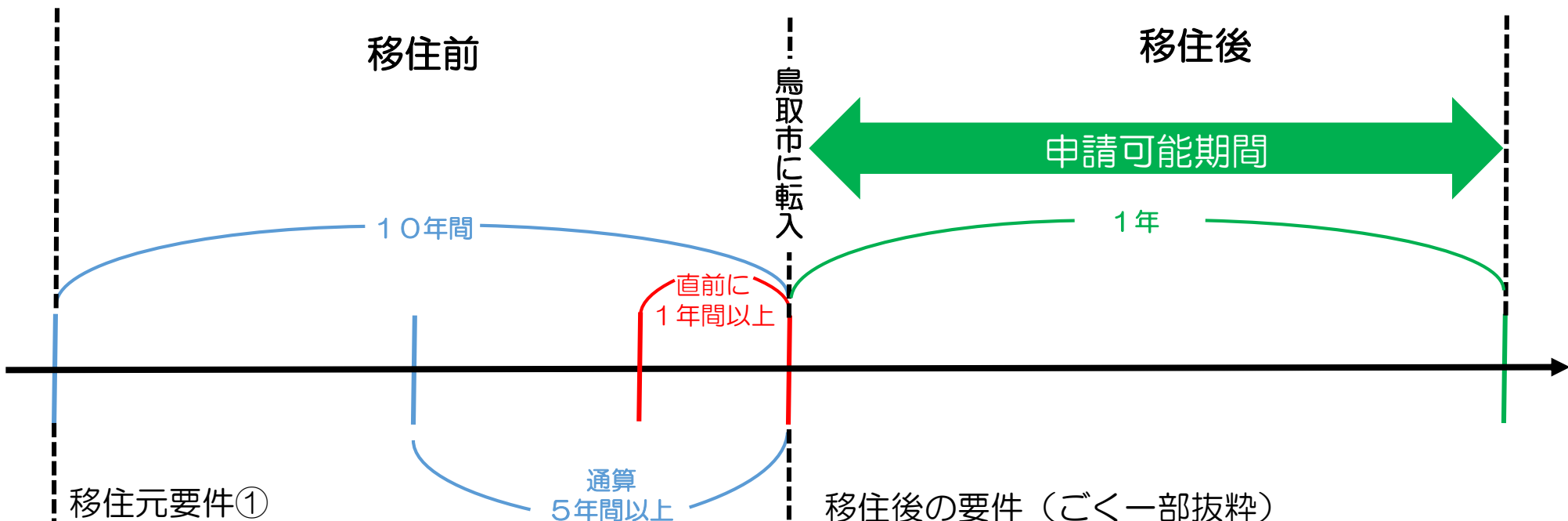


移住支援金 期間に係るイメージ図（最もシンプルなパターンの例示）



移住元要件①

鳥取市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に住民票をおいていた。

または、東京圏に住民票をおき、東京23区内へ「雇用保険」の被保険者または個人事業主として通勤していた。

（なお、東京23区内の大学等に通学中に、東京圏に住民票をおき、東京23区内の企業に就職した者については、通学期間も、移住元の在住期間に含めることができます。）

移住元要件②

鳥取市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に住民票をおいていた。

または、東京圏に住民票をおき、東京23区へ「雇用保険」の被保険者または個人事業主として通勤していた。

（ただし、東京23区内への通勤については、鳥取市に住民票を移す3か月前までを「連続して1年以上」の起算日とすることができます。）

移住後の要件（ごく一部抜粋）

移住支援金の申請時点で、鳥取市に住民票を置いてから1年以内である。

※移住後の就労など、他の要件によって、上記の申請可能期間より短くなる場合があります。

詳しくは交付要綱や別紙「移住支援金の該当確認フローチャートなどでご確認ください。